

市第 100 号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更
することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

令和元年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速 1 号線
- 4 横浜市道高速 2 号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容

料金の額及びその徴収期間の一部を次のように改める。

1 (2)ア（注）2 中「利用可能な」を削り、1 (2)ウ(イ)中「A から利用可能な最遠の出口等までの距離」を「記ア 2 の料金距離」に、「料金」を「記イの計算式により算出された料金の額」に改め

る。

5中「その他」を「その他（乗継）」に改め、5(1)中「首都高速道路を通行してきた現金車」の次に「及び記2に定める料金の額を適用する自動車」を加え、「(1) 乗継について」を削り、5(2)を削り、5を7とする。

4中「平成77年9月30日」を「令和47年9月30日」に改め、4を6とし、6の前に次のように加える。

5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乘せ

ア 料金上乘せを適用する自動車

(ア) ETC車

料金上乘せを適用する自動車は、ETC車のうち、午前6時から午後10時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入し、かつ、記イに定める適用区間を通行する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号に定める「自家用又は事業用の別」が「自家用」であり、かつ、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日自車第452号自動車局長通知）に定める「貨物自動車等」及び「特種用途自動車等」以外である軽自動車等及び普通車とする。ただし、記4(1)イに定める割引を適用する自動車、又は手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付されている精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する自動車、専ら社会福祉法第2条に規定する社会福

社事業の用に供する自動車及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の選手又は関係者を輸送する自動車のうち、事前に自動車登録番号又は車両番号等の会社が別に定める必要事項について、東京都に手続がなされ、指定された自動車を除く。

(イ) 現金車

料金上乘せを適用する自動車は、現金車のうち、午前6時から午後10時までの間に首都高速道路の最初の料金所を通行し、かつ、記イに定める適用区間を通行する軽自動車等及び普通車とする。ただし、記4(1)イに定める割引を適用する自動車を除く。

(ウ) 記2に定める料金の額を適用する自動車

料金上乘せを適用する自動車は、記2に定める料金の額を適用する自動車のうち、午前6時から午後10時までの間に記2表aに掲げる入口等に進入し、首都高速道路全線を通行する軽自動車等及び普通車とする。

イ 適用区間

(ア) ETC車

ETC車のうち、次表に定める路線を通行する自動車とする。

| 路線 |
|-------------|
| 都道首都高速1号線 |
| 都道首都高速2号線 |
| 都道首都高速2号分岐線 |

| |
|---|
| 都道首都高速 3 号線 |
| 都道首都高速 4 号線 |
| 都道首都高速 4 号分岐線 |
| 都道首都高速 5 号線 |
| 都道首都高速 6 号線 |
| 都道首都高速 7 号線 |
| 都道首都高速 8 号線 |
| 都道首都高速 9 号線 |
| 都道首都高速晴海線 |
| 都道首都高速11号線 |
| 都道首都高速葛飾江戸川線 |
| 都道首都高速板橋足立線 |
| 都道首都高速目黒板橋線 |
| 都道首都高速品川目黒線 |
| 都道高速湾岸線（湾岸環八を利用する場合を除く。） |
| 都道首都高速湾岸分岐線 |
| 都道高速横浜羽田空港線 |
| 都道高速葛飾川口線 |
| 都道高速足立三郷線 |
| 都道高速板橋戸田線 |
| 神奈川県道高速横浜羽田空港（大師（羽田方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。） |
| 埼玉県道高速葛飾川口線（新郷（足立入谷方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。） |

| |
|--|
| 埼玉県道高速足立三郷線（八潮南（加平方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。） |
|--|

| |
|-------------------------------|
| 埼玉県道高速板橋戸田線（戸田南入口を利用する場合に限る。） |
|-------------------------------|

| |
|--|
| 千葉県道高速湾岸線（舞浜、浦安（葛西方向へ進行する入口に限る。）を利用する場合に限る。） |
|--|

(イ) 現金車

首都高速道路全線を通行する自動車とする。ただし、次表の出入口等を利用する場合を除く。

| 出入口等 |
|--|
| 三溪園（入口に限る。） |
| 杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。） |
| 新郷（安行方向へ進行する入口に限る。） |
| 八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。） |
| 戸田（入口に限る。） |
| 新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。） |
| 新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。） |
| 浦和北（入口に限る。） |
| 美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。） |
| 浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。） |
| 阪東橋（入口に限る。） |
| 岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。） |
| 新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。） |
| 横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。） |

ウ 料金上乗せ額

909.09円とする。

エ 実施する期間

令和 2 年 7 月 20 日から 9 月 6 日までの間とする。ただし、8 月 11 日から同月 24 日までの間を除く。

オ 消費税等の取扱い及び料金上乘せ後の額の単位

記ウに定める料金上乘せ額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により 10 円単位の端数処理を行うこととする。

3 中「通常料金」を「基本料金」に改め、3 (1) ア(イ)中「次表に掲げる料金距離」を「35.7 キロメートル超」に、「平成 28 年 4 月 1 日以降会社が別に定める日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に、「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、3 (1) ア(イ)表(b)の次に次のただし書を加える。

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合（E T C 車が次表 a に掲げる出入口等を通行する場合を除く。）においては上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が 1 回の通行につき 1 台当たり、50.4 キロメートル超となるときは、会社が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は次表(c)の区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、次表(d)の区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書において、中日本高速道路株式会社が

管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

| |
|---------------------------------------|
| a |
| 一般国道 16 号（横浜横須賀道路）及び神奈川県道高速湾岸との接続部、幸浦 |

表(c)

| 料金距離 | 割引後の額 | | | | |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
| 50.4Km 超 | 1,340.2464円 | 1,637.8080円 | 1,741.9546円 | 2,604.8832円 | 3,333.9091円 |

表(d)

| 料金距離 | 割引後の額 | | | | |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
| 50.4Km 超 | 1,340.2464円 | 1,637.8080円 | 1,935.3696円 | 2,604.8832円 | 4,241.4720円 |

3 (1)エ(イ) a 1 中「平成38年 3 月31日」を「令和 8 年 3 月31日」に改め、3 (1)エ(イ) a 2 中「平成28年 4 月 1 日以降会社が定める日」を「平成28年 4 月 1 日」に、「平成38年 3 月31日」を「令和 8 年 3 月31日」に改め、3 (1)エ(イ) a 2 表(c)中「、一般国道14号（京葉道路）との接続部（小松川ジャンクション供用開始の期日まで）、一之江（小松川ジャンクション供用開始の期日まで）」を削り、3 (1)エ(ウ)中「平成38年 3 月31日」を「令和 8 年 3 月31日」に改め、3 (1)オ(ウ)中「平成28年 4 月 1 日以降会社が別に定める日」を「平成28年 4 月 1 日」に、「平成38年 3 月31日」を「令和 8 年

3月31日」に改め、3(1)クの次に次のように加える。

ケ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(イ) 割引率

50パーセントとする。

(ウ) 実施する期間

令和2年7月20日から9月6日までの間とする。ただし、8月11日から同月24日までの間を除く。

3(2)中「割引相互間の適用関係」を「割引及び料金上乗せ相互間の適用関係」に改め、3(2)ア中「記3」を「記4」に改め、「他の全ての割引」の次に「及び記5に定める料金上乗せ」を加え、3(2)ウ中「及び都心流入・湾岸線誘導割引」を「、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（記5に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）」に改め、「次のとおりとする。」の次に「ただし、割引相互間の重複適用後（大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で上限料金の引下げに係る割引後の額の50パーセントとする。」を加え、3(2)ウ(ア)中

「

| | | | |
|----|---|---|----|
| 湾岸 | ○ | ○ | 湾岸 |
|----|---|---|----|

」

を

「

| | | | | |
|----|---|---|----|----|
| 湾岸 | ○ | ○ | 湾岸 | |
| 大会 | ○ | ○ | ○ | 大会 |

」

に改め、「湾岸」の次に「、大会」を加え、「及び都心流入・湾岸線誘導割引」を「、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乘せ」に改め、3(2)ウ(イ)中

「

| 適用の順序 | 割引の種類 |
|-------|---------------|
| 1 | 上限料金の引下げに係る割引 |
| 2 | 環境ロードプライシング割引 |
| 3 | 都心流入・湾岸線誘導割引 |
| 4 | 大口・多頻度割引 |

」

を

「

| 適用の順序 | 割引及び料金上乘せの種類 |
|-------|--|
| 1 | 上限料金の引下げに係る割引 |
| 2 | 環境ロードプライシング割引 |
| 3 | 都心流入・湾岸線誘導割引 |
| 4 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乘せ |
| 5 | 大口・多頻度割引 |

」

に改め、3(3)中「及びオ」を「、オ及びケ」に改め、3を4とする。

2(1)中「平成28年4月1日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、2(2)中「記1及び2(1)」を「記1及び3(1)」に、「平成28年4月1日以降会社が別に定める日」を「平成28年4月1日」に、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、2(2)(注)2中「利用可能な」を削り、2(3)イ中「Aから利用可能な最遠の出口等までの距離」を「記(2)(注)2の料金距離」に、「料金」を「料金の額」に改め、2を3とし、3の前に次のように加える。

2 ETC専用施設（道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設をいう。以下同じ。）のみが設置された入口等にETC車以外が進入し通行する場合における料金の額

(1) 1回当たりの料金の額

記1にかかわらず、次表aに掲げるETC専用施設のみが設置された入口等にETC車以外が進入した場合において、当該入口等から退出できずやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める当該入口等に係る供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は次表(a)のとおりとし、それ以降当分の間は、次表(b)のとおりとする。

| |
|----|
| a |
| 馬場 |

表(a)

(単位：円)

| 車種区分 | 料金の額 |
|-------|------------|
| 軽自動車等 | 993.0912 |
| 普通車 | 1,203.8640 |
| 中型車 | 1,277.6345 |
| 大型車 | 1,888.8756 |
| 特大車 | 2,405.2690 |

表(b)

(単位：円)

| 車種区分 | 料金の額 |
|-------|------------|
| 軽自動車等 | 993.0912 |
| 普通車 | 1,203.8640 |
| 中型車 | 1,414.6368 |
| 大型車 | 1,888.8756 |
| 特大車 | 3,048.1260 |

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には料金の額は上記の定めは適用せず、1回の通行につき1台当たり、会社が別に定める横

浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は次表(c)のとおりとし、それ以降当分の間は、次表(d)のとおりとする。

なお、ただし書において、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表(c)

(単位：円)

| 車種区分 | 料金の額 |
|-------|------------|
| 軽自動車等 | 1,340.2464 |
| 普通車 | 1,637.8080 |
| 中型車 | 1,741.9546 |
| 大型車 | 2,604.8832 |
| 特大車 | 3,333.9091 |

表(d)

(単位：円)

| 車種区分 | 料金の額 |
|-------|------------|
| 軽自動車等 | 1,340.2464 |
| 普通車 | 1,637.8080 |
| 中型車 | 1,935.3696 |
| 大型車 | 2,604.8832 |
| 特大車 | 4,241.4720 |

(2) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(1)に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

別添 2 中「・ジャンクションは「JCT」と表記する。」の次に「・ETC専用施設のみが設置された出入口は「ETC」と表記する。」を加え、別添 2 横浜市道高速横浜環状北線の表中

「

| |
|----|
| 馬場 |
|----|

」

を

「

| |
|-------------|
| 馬場 (ETC) |
|-------------|

」

に改める。

提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により提案する。

参 考

道路整備特別措置法（抜粋）

（高速道路の新設又は改築）

第 3 条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 6 条の規定、道路法第 12 条、第 15 条、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項本文、第 17 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 88 条第 2 項の規定又は同法第 16 条第 2 項ただし書若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づき成立した協議（同法第 16 条第 4 項又は第 19 条第 4 項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について 2 以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 高速道路の路線名
- (2) 新設又は改築に係る工事の内容
- (3) 収支予算の明細
- (4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第5項省略）

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

（第8項から第10項まで省略）

令和元年10月21日

横浜市

代表者 横浜市長 林 文子 殿

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮 田 年 耕 (印)

「都道首都高速1号線等に関する事業」の変更について
(同意申請)

標記について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、「都道首都高速1号線等に関する事業」のうち、貴市が道路管理者である高速道路について、別添のとおり変更したいので、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

別 添

第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速 1 号線
- 4 横浜市道高速 2 号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容

- 3 料金の額及びその徴収期間

別紙—5 の一部を次のように改める。

1 (2) ア 2 中「利用可能な」を削り、1 (2) ウ(イ) 中「A から利用可能な最遠の出口等までの距離」を「記ア 2 の料金距離」に、「料金」を「記イの計算式により算出された料金の額」に改める。

5 中「その他」を「その他（乗継）」に改め、5 (1) 中「首都高速道路を通行してきた現金車」の次に「及び 2 に定める料金の額を適用する自動車」を加え、「(1) 乗継について」を削り、5 (2) を削り、5 を 7 とする。

4 中「平成 77 年 9 月 30 日」を「令和 47 年 9 月 30 日」に改め、4 を 6 とし、6 の前に次を加える。

「5 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乘せ

ア 料金上乘せを適用する自動車

(7) E T C 車

料金上乘せを適用する自動車は、E T C 車のうち、午前 6 時から午後 10 時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入し、かつ、イに定める適用区間を通行する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 35 条の 3 第 1 項第 13 号に定める「自家用又は事業用の別」が「自家用」であり、かつ、「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和 35 年 9 月 6 日自車第 452 号自動車局長通知）に定める「貨物自動車等」及び「特種用途自動車等」以外である軽自動車等及び普通車とする。

ただし、記 4 (1) イに定める割引を適用する自動車、または手帳もしくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により交付されている精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する自動車、もっぱら社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する自動車及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の選手又は関係者を輸送する自動車のうち、事前に自動車登録番号又は車両番号等の会社が別に定める必要事項について、東京都に手続きがなされ、指定された自動車を除く。

(1) 現金車

料金上乘せを適用する自動車は、現金車のうち、午前 6 時から午後 10 時までの間に首都高速道路の最初の料金所を通行し、かつ、イに定める適用区間を通行する軽自動車等

及び普通車とする。

ただし、記 4 (1) イに定める割引を適用する自動車を除く。

(ウ) 2 に定める料金の額を適用する自動車

料金上乗せを適用する自動車は、2 に定める料金の額を適用する自動車のうち、午前 6 時から午後 10 時までの間に記 2 表 a に掲げる入口等に進出し、首都高速道路全線を通行する軽自動車等及び普通車とする。

イ 適用区間

(ア) E T C 車

E T C 車のうち、下表に定める路線を通行する自動車とする。

| 路線 |
|---------------|
| 都道首都高速 1 号線 |
| 都道首都高速 2 号線 |
| 都道首都高速 2 号分岐線 |
| 都道首都高速 3 号線 |
| 都道首都高速 4 号線 |
| 都道首都高速 4 号分岐線 |
| 都道首都高速 5 号線 |
| 都道首都高速 6 号線 |
| 都道首都高速 7 号線 |
| 都道首都高速 8 号線 |
| 都道首都高速 9 号線 |

| |
|--|
| 都道首都高速晴海線 |
| 都道首都高速11号線 |
| 都道首都高速葛飾江戸川線 |
| 都道首都高速板橋足立線 |
| 都道首都高速目黒板橋線 |
| 都道首都高速品川目黒線 |
| 都道高速湾岸線（湾岸環八を利用する場合を除く。） |
| 都道首都高速湾岸分岐線 |
| 都道高速横浜羽田空港線 |
| 都道高速葛飾川口線 |
| 都道高速足立三郷線 |
| 都道高速板橋戸田線 |
| 神奈川県道高速横浜羽田空港線〔大師（羽田方向へ進行する入口に限る。） を利用する場合に限る。〕 |
| 埼玉県道高速葛飾川口線〔新郷（足立入谷方向へ進行する入口に限る。）を 利用する場合に限る。〕 |
| 埼玉県道高速足立三郷線〔八潮南（加平方向へ進行する入口に限る。）を利 用する場合に限る。〕 |
| 埼玉県道高速板橋戸田線（戸田南入口を利用する場合に限る。） |
| 千葉県道高速湾岸線〔舞浜、浦安（葛西方向へ進行する入口に限る。）を利 用する場合に限る。〕 |

(イ) 現金車

首都高速道路全線を通行する自動車とする。ただし、下表の出入口等を利用する場合を除く。

| |
|------|
| 出入口等 |
|------|

| |
|--|
| 三溪園（入口に限る。） |
| 杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。） |
| 新郷（安行方向へ進行する入口に限る。） |
| 八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。） |
| 戸田（入口に限る。） |
| 新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。） |
| 新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。） |
| 浦和北（入口に限る。） |
| 美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。） |
| 浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。） |
| 阪東橋（入口に限る。） |
| 岸谷生麦（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。） |
| 新横浜（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。） |
| 横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。） |

ウ 料金上乗せ額

909.09 円とする。

エ 実施する期間

令和 2 年 7 月 20 日から 9 月 6 日までの間とする。ただし、
8 月 11 日から 8 月 24 日までの間を除く。

オ 消費税等の取扱い及び料金上乗せ後の額の単位

記ウに定める料金上乗せ額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により 10 円単位の端数処理を行うこととする。」

3 中「通常料金」を「基本料金」に改め、3 (1) ア(i) 中「下表に掲げる料金距離」を「35.7km 超」に、「平成 28 年 4 月 1 日以降会社が別に定める日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に、「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、3 (1) ア(i) 表 (b) の次に

「ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合（ETC 車下表 a に掲げる出入口等を通行する場合を除く。）においては上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が 1 回の通行につき 1 台当たり、50.4km 超となるときは、会社が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は下表 (c) の区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表 (d) の区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

| |
|--|
| a |
| 一般国道 16 号（横浜横須賀道路）及び神奈川県道高速湾岸線との接続部、幸浦 |

表 (c)

| 料金距離 | 割引後の額 | | | | |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
| 50.4km 超 | 1340.2464 円 | 1637.8080 円 | 1741.9546 円 | 2604.8832 円 | 3333.9091 円 |

表 (d)

| 料金距離 | 割引後の額 | | | | |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 |
| 50.4km 超 | 1340.2464 円 | 1637.8080 円 | 1935.3696 円 | 2604.8832 円 | 4241.4720 円 |

」

を加え、3 (1) エ (イ) a 1 中「平成 38 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、3 (1) エ (イ) a 2 中「平成 28 年 4 月 1 日以降会社が定める日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に、「平成 38 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、3 (1) エ (イ) a 2 表 (c) 中「、一般国道 14 号（京葉道路）との接続部〔小松川ジャンクション供用開始の期日まで〕、一之江〔小松川ジャンクション供用開始の期日まで〕」を削り、3 (1) エ (ウ) 中「平成 38 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、3 (1) オ (ウ) 中「平成 28 年 4 月 1 日以降会社が別に定める日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に、「平成 38 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改め、3 (1) クの次に

「ケ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 車のうち、午前 0 時から午前 4 時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(イ) 割引率

50% とする。

(ウ) 実施する期間

令和 2 年 7 月 20 日から 9 月 6 日までの間とする。ただし、
8 月 11 日から 8 月 24 日までの間を除く。」

を加え、3 (2) 中「割引相互間の適用関係」を「割引及び料金上乗せ相互間の適用関係」に改め、3 (2) ア中「記 3」を「記 4」に改め、「他の全ての割引」の次に「及び記 5 に定める料金上乗せ」を加え、3 (2) ウ中「及び都心流入・湾岸線誘導割引」を「、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（記 5 に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）」に改め、「次のとおりとする。」の次に、「ただし、割引相互間の重複適用後（大口・多頻度割引を除く。）の割引率は、最大で上限料金の引下げに係る割引後の額の 50 % とする。」を加え、3 (2) ウ(ア) 中、

「

| | | | |
|----|---|---|----|
| 湾岸 | ○ | ○ | 湾岸 |
|----|---|---|----|

」を、

「

| | | | | |
|----|---|---|----|----|
| 湾岸 | ○ | ○ | 湾岸 | |
| 大会 | ○ | ○ | ○ | 大会 |

」に改め、「「湾岸」」の次に「、「大会」」を加え、「及び都心流入・湾岸線誘導割引」を「、都心流入・湾岸線誘導割引並びに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ」に改め、3 (2) ウ(イ) 中、

「

| | |
|-------|-------|
| 適用の順序 | 割引の種類 |
|-------|-------|

| | |
|---|---------------|
| 1 | 上限料金の引下げに係る割引 |
| 2 | 環境ロードプライシング割引 |
| 3 | 都心流入・湾岸線誘導割引 |
| 4 | 大口・多頻度割引 |

」を、

「

| 適用の順序 | 割引及び料金上乗せの種類 |
|-------|--|
| 1 | 上限料金の引下げに係る割引 |
| 2 | 環境ロードプライシング割引 |
| 3 | 都心流入・湾岸線誘導割引 |
| 4 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乗せ |
| 5 | 大口・多頻度割引 |

」に改め、3 (3) 中「及びオ」を「、オ及びケ」に改め、3 を 4 とする。

2 (1) 中「平成 28 年 4 月 1 日以降首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に、「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、2 (2) 中「記 1 及び 2 (1)」を「記 1 及び 3 (1)」に、「平成 28 年 4 月 1 日以降会社が別に定める日」を「平成 28 年 4 月 1 日」に、「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、2 (2) 2 中「利用可能な」を削り、2 (3) イ中「A から利用可能な最遠の出口等までの距離」を「記 (2) 2 の料金距離」に、「料金」を「料金の額」に改め、2 を 3 とし、3 の前に次を加える。

「 2 E T C 専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和 31 年建設省令第 18 号）第 13 条第 2 項第 3 号に規定する E T C 専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された入口等に E T C 車以外が進出し通行する場合における料金の額

(1) 1 回当たりの料金の額

記 1 にかかわらず、下表 a に掲げる E T C 専用施設のみが設置された入口等に E T C 車以外が進出した場合において、当該入口等から退出できずやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1 回の通行につき 1 台当たり、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める当該入口等に係る供用開始の期日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は下表 (a) のとおりとし、それ以降当分の間は、下表 (b) のとおりとする。

| |
|----|
| a |
| 馬場 |

表 (a)

（単位：円）

| 車種区分 | 料金の額 |
|-------|-----------|
| 軽自動車等 | 993.0912 |
| 普通車 | 1203.8640 |
| 中型車 | 1277.6345 |
| 大型車 | 1888.8756 |
| 特大車 | 2405.2690 |

表 (b)

(単位：円)

| 車種区分 | 料金の額 |
|-------|-----------|
| 軽自動車等 | 993.0912 |
| 普通車 | 1203.8640 |
| 中型車 | 1414.6368 |
| 大型車 | 1888.8756 |
| 特大車 | 3048.1260 |

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には料金の額は上記の定めは適用せず、1回の通行につき1台当たり、会社が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日から令和3年3月31日までの間は下表(c)のとおりとし、それ以降当分の間は、下表(d)のとおりとする。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表 (c)

(単位：円)

| 車種区分 | 料金の額 |
|------|------|
|------|------|

| | |
|-------|-----------|
| 軽自動車等 | 1340.2464 |
| 普通車 | 1637.8080 |
| 中型車 | 1741.9546 |
| 大型車 | 2604.8832 |
| 特大車 | 3333.9091 |

表 (d)

(単位：円)

| 車種区分 | 料金の額 |
|-------|-----------|
| 軽自動車等 | 1340.2464 |
| 普通車 | 1637.8080 |
| 中型車 | 1935.3696 |
| 大型車 | 2604.8832 |
| 特大車 | 4241.4720 |

(2) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記 (1) に定める料金の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。」

別添 2 中「・ジャンクションは「JCT」と表記する。」の次に「・ETC専用施設のみが設置された出入口は「ETC」と表記する。」を加え、別添 2 のうち横浜市道高速横浜環状北線の表中、「

馬場

」を、

「

馬場
(E T C)

」に改める。

